

SCHOLARSHIP
奨学金

各種奨学金制度については学生課までご相談ください。

1. 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、給付型奨学金と貸与型奨学金(無利子の第一種奨学金及び有利子の第二種奨学金)があります。

奨学金の定期募集は、毎年4月に行われます。その後、秋に二次募集が行われますが、年度内の採用状況によります。

家計急変のため緊急に奨学金の必要が生じた場合は随時申込可能です。

出願希望者は説明会に出席し、申請に必要な書類(証明書等)を提出してください。

説明会の日時・場所は別に周知します。

給付・貸与月額

給付型奨学金				
	【第I区分】	【第II区分】	【第III区分】	【第IV区分】
自宅通学生	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)	9,600円 (10,700円)
自宅外通学生	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円

※1 自宅通学生で生活保護世帯は上表()内の金額となります。

【第I区分】申請者とその生計維持者の「市町村民税所得割」が「非課税」であること。

【第II区分】申請者とその生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること。

【第III区分】申請者とその生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること。

【第IV区分】申請者とその生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が51,300円以上154,500円未満、かつ多子世帯(扶養する子の数が3人以上である世帯)であること。

※2 支給基準額=課税基準額×6%-(調整控除額+調整額(100円未満切り捨て))

※3 給付型奨学金は「授業料等減免」とのセットでの受給となります。詳細は学生課にお問い合わせください。

貸与型奨学金				
第一種 (無利子)	自宅通学生	20,000円、30,000円、40,000円、54,000円から選択		※一部の金額は 所得制限あり
	自宅外通学生	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、 64,000円から選択		
第二種(有利子)		20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、70,000円、 80,000円、90,000円、100,000円、110,000円、120,000円から選択		

※給付奨学金と第一種奨学金を併せて受ける場合は第一種奨学金の貸与月額が併給調整されます。

2. キノルド司教記念・藤の実奨学金

キノルド司教記念・藤の実奨学金は、学校法人藤天使学園の前身である藤学園の創設者ヴェンセスラウス・キノルド司教を記念して制定され、本学同窓会「藤の実会」の協力のもと創設された奨学金です。経済的な理由で修学環境を保つのに障壁があると認められる者の中から選考し、毎年約10名程度採用します。4年間で最大80万円の奨学金を給付します。

※高等教育の修学支援新制度の利用者は対象外です。

出願希望者は説明会で配布する願書と所定の証明書を提出してください。

説明会の日時・場所等は別に周知します。

給付年額

キノルド司教記念・藤の実奨学金
200,000円

3. 学費貸与奨学金

- ① 本学は、経済的事由により学費の納付が困難であり、かつ学習態度良好と認められる者に、学費の全額、又は一部を貸与します。
- ② 出願資格者は、本学の在籍者（委託学生、科目等履修生等を除く）で人物共に優秀かつ健康であって次の各号の一つに該当し、かつ経済的事由により学費の納付が困難であると認められる者とします。
 - ア) 保護者が死亡、又は生別した場合
 - イ) 保護者が失職した場合
 - ウ) 病気、又は事故等で、保護者の収入が著しく減少した場合
 - エ) 火災、風水害等の災害により、住居等に大きな被害を受けた場合
 - オ) ア)～エ)に準ずるものとして、学長が認めた場合
- ③ 貸与対象とする学費の期間は年度毎の1年間とします。ただし、毎年出願申請することをさまたげません。
- ④ 卒業後8年以内に貸与金を完済しなければなりません。
- ⑤ 奨学生の採用は、学長が部局長に諮りこれを決定します。学長が必要と認めた場合には、担任その他関係者の意見を聴取します。

4. クサベラ奨学金

- ① 本学は、学業成績優秀であり、経済的事由により就学困難と認められる者に、授業料その他の納付金（以下「授業料等」という）の全額、又は一部を免除します。
- ② 出願資格者は、本学の在籍者（委託学生、科目等履修生等を除く）及び入学予定者で学業、人物共に優秀かつ健康であって次の各号の一つに該当し、かつ経済的事由により授業料等の納付が困難であると認められる者とします。
 - ア) 保護者が死亡、又は生別した場合
 - イ) 保護者が失職した場合
 - ウ) 病気、又は事故等で、保護者の収入が著しく減少した場合
 - エ) 火災、風水害等の災害により、住居等に大きな被害を受けた場合
 - オ) ア)～エ)に準ずるものとして、学長が認めた場合
- ③ 授業料免除期間は、前期・後期を単位として4年間で限度とします。
- ④ 奨学生の採用は、学長が部局長に諮りこれを決定します。学長が必要と認めた場合には、担任その他関係者の意見を聴取します。